

海洋汚染防止法の改正について

バラスト水管理条約の現状と課題について

バラスト水管理条約とは・・・

■ 正式名称

International Convention for the Control and Management of Ship's Ballast Water and Sediments, 2004

(2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約)

■ 目的

船舶バラスト水を適切に管理し、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護、生物多様性の保持等を図ること。

■ 採択・発効要件

採択：2004年(平成16年)2月

発効要件：**30カ国以上**の国が批准し、かつ、その合計商船船腹量が世界の全商船船腹量の**35%以上**となった日の**12ヶ月後**

現状：批准国数**41カ国**、合計商船船腹量**30.25%**(2014年10月10日現在)

■ 条約の概要

● バラスト水管理の実施

船舶の建造時期及び大きさに応じ、**排出基準を満たすバラスト水処理**を義務化。(排出基準適用開始までは、**バラスト水交換**でも可。)

<バラスト水排出基準>

対象生物		排出濃度(生存個数)
50 μm以上の生物 (主として動物プランクトン)		10個/m ³ 未満
10~50 μmの生物 (主として植物プランクトン)		10個/ml未満
細菌	病毒性コレラ (O1及びO139)	1 cfu/100ml未満 又は、動物プランクトン1g当たり1cfu未満
	大腸菌	250 cfu/100ml未満
	腸球菌	100 cfu/100ml未満

cfu: colony forming unit (群体形成単位)

- 締約国間で規制の免除を行うためのリスクアセスメント
- 日本周辺でバラスト水交換を可能とする海域の指定
- 化学物質等を用いたバラスト水を処理する装置の承認

等

バラスト水条約の基準の適用時期

建造年	船舶のバラスト水容量 (m ³)	2004-2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018以降
既存船													
2008年以前建造船	1500以上 5000以下	バラスト水交換(※)で対応可						バラスト水排出基準の適用					
	1500未満 又は 5000超												
新造船													
2009年以降	5000未満	バラスト水排出基準の適用											
2009-2011年	5000以上	バラスト水交換(※)で対応可											
2012年以降													

※バラスト水交換基準：陸岸から200海里(不可能な場合は50海里)以遠かつ水深200m以上の海域で全容量の95%以上を交換。

- 基準適用開始時期が条約に具体的に明示されているため、**条約発効後直ちに**、2009年建造船から順次、排出基準に対応するための**バラスト水処理装置の搭載が必要**。

条約発効に備えた国内法整備に係る課題

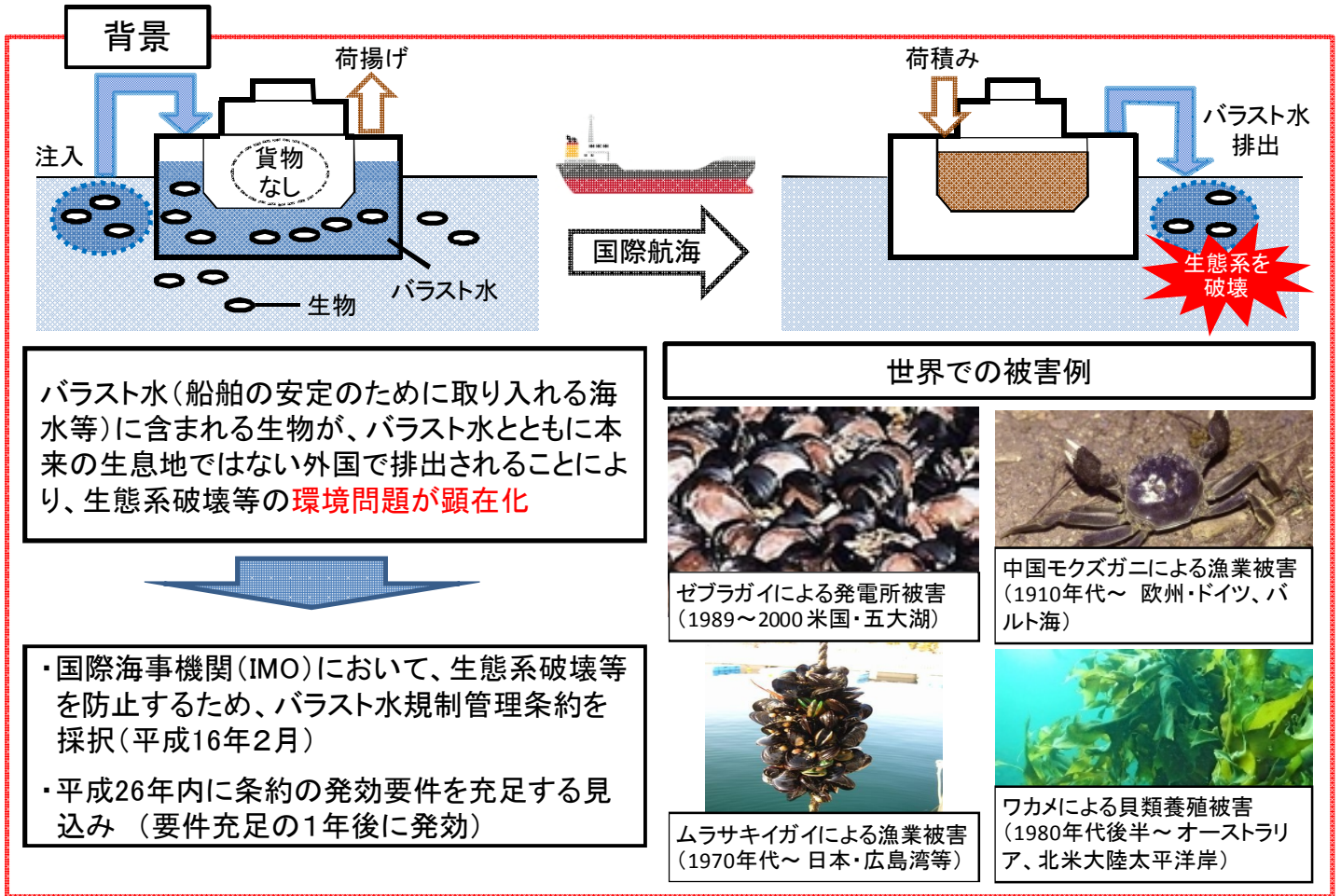
条約の発効要件をまもなく満たす可能性があることから、条約発効前の批准に向けて早急に国内法の整備を行う必要がある。



- 発効前に批准できない場合、環境保全を推進する日本の姿勢に関し、**国際的な信用を失う可能性がある**。
- 批准国周辺海域では条約に基づく航行上の制約を受けることになるため、条約を批准するための国内体制の整備をしない場合、**日本の海事産業に極めて大きな影響を与える**。

●海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(仮称)の締結に伴い、船舶からの有害なバラスト水の排出禁止、処理設備の設置義務付け等の所要の措置を講ずる。



- ・国際海事機関(IMO)において、生態系破壊等を防止するため、バラスト水規制管理条約を採択(平成16年2月)
- ・平成26年内に条約の発効要件を充足する見込み(要件充足の1年後に発効)

改正の概要

バラスト水規制管理条約を踏まえ、海洋環境保全の観点から措置を講ずる。

排出規制

- ◆ 船舶からの有害なバラスト水の排出を禁止【第17条】
水中生物(プランクトン、細菌等)を基準値以上含むバラスト水が、自国EEZから他国EEZに移動し排出されることにより排出先の生態系に悪影響を与えるため、海洋環境の保全の見地から、未処理のまま排出することを禁止
- ◆ 船舶所有者等に対する義務付け
 - 処理設備の設置【第17条の2】
 - 管理者の選任【第17条の3】
 - 手引書の作成及び備置き【第17条の3】

処理設備の設置義務：新造船は条約発効後
現存船は一定期間猶予(原則：条約発効後、5年ごとの定期検査まで)
- ◆ 船長に対する義務付け ○ 記録簿の備付け【第17条の4】

規制の担保

- ◆ 処理設備及び手引書について、船舶検査を実施し、国際証書を交付【第19条の36~第19条の39、第19条の41、第19条の43】
- ◆ 外国船舶の立入検査を実施(国際証書・記録簿を確認、違反船舶は拘留が可能)【第19条の51】

「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」
(船舶バラスト水規制管理条約) への加入について

環境省海洋環境室

今月 10 日、我が国政府は「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」(船舶バラスト水規制管理条約) への加入書を、ロンドンの国際海事機関 (IMO) 本部において、関水康司 IMO 事務局長に寄託しました。
関係の概要は、以下のとおりです。

記

1. これまでの経緯等

(1) 船舶バラスト水規制管理条約は、船舶の復原性を保つための「おもし」として船舶に取り入れられる海水であるバラスト水に含まれる生物及び沈殿物の排出による環境等への被害を防止するため、IMO において、2004 年 2 月に採択されたものです。

(2) 平成 26 年の通常国会において、同条約の枠組みを国内法に取り入れるための「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 73 号) が成立致しました。また、これに伴う、関係政省令の一部改正も行いました。

(参考)

- ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成 26 年政令第 298 号)
- ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 299 号)
- ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」(平成 26 年国土交通省令第 81 号)
- ・「有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令」(平成 26 年国土交通省・環境省令第 2 号)
- ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の二第四項等に規定する有害水バラストの処理方法を定める省令」(平成 26 年環境省令第 28 号)

2. 今後の予定

この条約は、30 以上の国であって、その商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の 35%に相当する商船船腹量以上となる国が締約国となった日の後 12 ヶ月で効力を生ずることとなっています。我が国についても同じ日に効力を生じる予定です。

(参考) 10 月 10 日時点、我が国のほか、41 ヶ国がこの条約を締結しており、商船船腹量は約 30.25%